

香椎税務署

▶受付期間 2月8日(水)～3月15日(水) ※土日祝日は除く
ただし、2月19日(日)・2月26日(日)は、確定申告会場を開設します。

▶受付時間 9時～16時

▶受付場所 香椎税務署

※会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。配布方法などは、香椎税務署にお問い合わせください。

※注意事項などは広報すえ令和5年1月号の13ページに掲載していますのでご確認ください。

入場整理券配付方法

- ・会場で当日配布
- ・LINEアプリによる事前発行(国税庁LINE公式アカウントから友だち追加)



※香椎税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用ください。

☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)

確定申告～自宅で簡単e-Tax～

▶国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告会場へ出向かずに、スマートフォンやパソコンから確定申告をe-Taxで送信(提出)できます。

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

スマートフォンの人はこちらから→

作成コーナー

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。

さらに、スマホ申告なら…
スマートフォンのカメラで**給与所得の源泉徴収票**を読み取り**自動入力**できます!

確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル
福岡国税局 操作マニュアル

福岡国税局オリジナルの操作マニュアルを掲載!

動画でチェック
動画で見る確定申告

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

①マイナンバーカード

②ICカードリーダーライター またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン

ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

対応端末の一覧はこちら!

IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。

既にID・パスワード方式の届出を提出した人は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注)ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。
※香椎税務署宛ての封筒は須恵町役場税務課窓口でも配布しています。

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135)

☎…問い合わせ先



町県民税申告・所得税確定申告を忘れずに

申告に必要なものは、広報すえ令和5年1月号10～11ページに掲載していますので、ご確認ください。

町県民税の申告

▶受付期間 **1月23日(月)～3月15日(水)** ※土日祝日は除く

▶受付時間 8時30分～17時15分

▶受付場所 須恵町役場 1階 税務課(6番窓口)

▶対象者 **所得税の確定申告が必要ない人でも収入がある場合は、町県民税申告が必要です。**

- ・個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などを受け取った人
- ・町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除などの控除を適用する人

収入がない人でも、町県民税申告が必要な場合があります。

- ・町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
- ・児童手当や児童扶養手当を受給または保育所などの入所手続きをする人
- ・所得(非課税)証明書が必要な人

※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人は、町県民税申告の必要はありません。

※公的年金等に係る所得のみの方は町県民税申告の必要はありません。(ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除内容を適用する人は町県民税申告が必要です。)

※町県民税申告か確定申告か判断できない場合は、申告で必要なものをご用意のうえ、税務課窓口までお越しください。

所得税の確定申告

須恵町役場特設相談会場

【一般申告】

▶受付期間 **2月16日(木)～2月28日(火)、3月3日(金)～3月15日(水)** ※土日祝日は除く

▶受付時間 9時～11時40分/13時～16時20分

▶受付場所 須恵町役場 1階 保健センター

▶対象者 給与・年金・個人年金・一時金などの収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または確定申告することにより所得税が還付される人。

※営業・不動産・農業・利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入を含む申告や住宅借入金等特別控除を含む申告、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

【営業・不動産・農業申告】

▶受付期間 **3月1日(水)・3月2日(木)**

▶受付時間 9時～11時40分/13時～16時20分

▶受付場所 須恵町役場 1階 保健センター

▶対象者 営業・不動産・農業の収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または確定申告することにより所得税が還付される人。

※利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入を含む申告や住宅借入金等特別控除を含む申告、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

❗ **※今年から住宅借入金等特別控除を含む申告は、須恵町役場特設相談会場では受け付けることができませんのでご注意ください。**

※須恵町役場特設相談会場での確定申告は、**インターネットや電話での事前予約が必要です。**

以下のQRコードの専用サイト、または、**コールセンターにてご予約ください。**

注意事項などは「広報すえ」の令和5年1月号10ページに掲載していますので、ご確認ください。

予約サイト
QRコード

コールセンター
電話番号 **☎ 957-0033** ※土日祝日は
受付時間 9時～17時 繋がりにません

※須恵町ホームページからも専用サイトにアクセスできます。 ※申告会場への入場は、予約時間の10分前からです。